

「神戸A少年事件」―あれから二〇年

結 城 洋 一 郎

一九九七年五月、神戸市内で小学生の男児が誘拐され、三日後にその頭部が中学校の門の前で発見されるという戦慄すべき事件（「酒鬼薔薇聖斗事件」とも呼ばれる）が起きた。

白昼、一般道の路上で人目に付かず男児を拉致し、一気に絞殺して（男児の遺体と着衣には争った形跡がない）、その頸部を滑らかに切断し、新聞配達等が始まる朝の五時近辺に密かに校門の前に置くことは、車と見張り役を用いた複数犯でなければ困難と思われ、捜査当局とマスコミ各社は当初から、犯人は車を利用した二人組の大人だろうと考えていた。しかし、実際に逮捕されたのは一四歳の中学生少年Aで、彼がその日のうちに犯行を自供するや、マスコミ等の論調は一斉にA少年の単独犯行説に転じることになった。

一方、犯行の実態と少年の供述との間には多くの深刻な不整合が見られたため、弁護士を含む一部の論者からは強い冤罪疑惑が提起されたのだが、ここで提起された疑問点は、その後、満二〇年、何ら解消されないうままに放置されている。

ところで、冤罪事件の場合には、被疑者は自白した後これを翻して無実の主張を行うのが通例だが、A少年の場合は少年院を出所した二〇〇四年以後も今日に至るまで一貫して犯行を自認し続けており、このことがA少

年犯行説に強固な基盤を与えている。

これらのことは次の疑問を提起するものである。即ち、①もし、A少年が真犯人であるとすれば、少年の行動や供述と犯行の実態が大きくかけ離れているのは何故か、②逆にもし、A少年が無実であるとすれば、彼は何故そのことを主張しないのか。

①は法的な問題であって、この矛盾が解消されない限り「A少年が真犯人であれば」という想定自体が誤りである可能性が高く、有罪判定は許されない。一方②は、本人が有罪にさえならなければ無実を主張しようとすまいと本人の自由であり、「法的な」決め手にはならないわけだが、ただし「心理学的」ともいべき疑問は強く残る。

この点に関しては、昨年、本件家裁送致二〇周年に近接してNHKが放映した「メモリー・ハッカー」あなたの記憶が塗りかえられる」という番組は参考に価しよう。これによれば、人（X氏）はある犯罪を周りの人々がこぞって自分（X氏）の犯行だと非難するのを繰り返し聞かされると、彼の頭の中にはそのイメージが定着して、彼はやりもしない犯罪を自分の行為と確信してしまう、というものである。このことが本件にも妥当するのかわ云々する能力は筆者にはないが、いづれにしても、いかなる犯罪であれ人は自白のみ

で有罪とされることはないし（憲法三八条）、自白の内容が犯罪の実態と一致しなければ、なおのことそうである。

また仮に、自白と犯罪事実が一致したとしても、その供述は既に捜査機関が把握していた事実（あるいは捏造した事実）を教え込まれたためになされたものかもしれない、捜査過程全般を検討することなしに、無批判に自白を信用することは極めて危険である。

これら一切の検証を通して「合理的な疑い」が払拭されない限り、人はすべて、真犯人であろうとなかろうと（神ならぬ人間にそれを絶対的な真実として知ることが不可能である）、「無罪の推定」を受けるという近代刑事法の大原則が貫徹されなければならない。本件では多くの謎が未解決のままに放置されている。この事件を風化させないためにも、敢えて今、かねてよりの疑問を改めて提起するものである。

【注】

(1) 捜査員は、犯行を否認するA少年に対し、「筆跡鑑定の結果、犯行声明文と少年の筆跡が一致した」と偽り、この時点から少年は犯行の自認に転じている。

(2) 下記のタイトルで検索することにより、ネット上でもかなり詳細な事実を知ることができる。①パンフレット「神戸小学生惨殺事件の真相その1〜3」、②「知っていますか？『冤罪・神戸少年事件』の真相！」（ブログ「雨ニモマケズ」）。

(3) NHK「BS世界のドキュメンタリー」二〇一七年八月三日放映。

へゆうき よういちろう、小樽商科大学名誉教授